

令和4年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況

《公益財団法人神戸市産業振興財団》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項 ア 特定資産等について会計規程を見直すべきもの</p> <p>固定資産については、財団の会計規程で次のように定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>公益財団法人 神戸市産業振興財団 会計規程 (固定資産) 第36条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理する。</p> <p>(1) 基本財産 (略)</p> <p>(2) 特定資産 退職給付引当資産、減価償却資産(基本財産以外の有形固定資産の減価償却に対応するもの)</p> <p>(3) その他固定資産 建物、構築物、車両運搬具、什器備品、土地、借地権、電話加入権、<u>敷金、保証金、投資有価証券</u></p> </div> <p>しかし、令和3年度貸借対照表において、固定資産のうち特定資産として、会計規程に規定のない什器備品、普通預金、神戸セレクション見直し費用準備資金が、その他固定資産として長期貸付金が計上されており、会計規程と貸借対照表の間に齟齬が生じている。</p> <p>また、平成27年度の監査においても、同じく特定資産で会計規程に規定のない什器備品、ファンド出資金資産、普通預金が貸借対照表に記載されているという指摘をしているが、規程改正の決裁を完了していたものの規程本文に当該改正が反映できておらず、未反映のままの規程を使い続けていた。あわせて会計規程の改正を行うべきである。</p>	<p>令和4年11月1日付で下記のとおり変更した。</p> <p>今後、新たな固定資産を取得する必要が生じた際は、取得前に規定を変更するように徹底する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>公益財団法人 神戸市産業振興財団 会計規程 (固定資産) 第36条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理する。</p> <p>(1) 基本財産 定期預金、投資有価証券、土地、建物、<u>普通預金</u></p> <p>(2) 特定資産 退職給付引当資産、什器備品、<u>ファンド出資金資産、普通預金、特定費用準備資金、資産取得資金</u></p> <p>(3) その他固定資産 建物、構築物、車両運搬具、什器備品、土地、借地権、電話加入権、敷金、保証金、投資有価証券、<u>長期貸付金</u></p> </div>	<p>措置済</p>
<p>イ 附属設備の管理運営について条例施行規則を見直すべきもの</p> <p>指定管理者が徴収する使用料については、神戸市産業振興センター条例別表にてホール、レセプションルーム、特別会議室、各会議室の施設使用料が、同施行規則別表</p>	<p>ご指摘のとおり、条例施行規則からランドピアノを除く附属設備の項目は削除するべきであったが、現状に即した対応が出来ていなかったため、令和5年1</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>にてグランドピアノ、特殊照明装置、特殊音響装置、大型映像装置、同時通訳装置、16ミリ映写機、スライドプロジェクターといった附属設備使用料が規定されている。また指定管理者は、協定書第3条にて施設の利用、使用料の徴収、施設及び設備の維持管理等の業務を行うことが規定されている。</p> <p>しかし、グランドピアノを除く附属設備については、協定書の機器一覧表に記載はあるものの、実地監査の時点で現物を確認できなかった。</p> <p>これら附属設備の使用については利用者からの需要がないことから、平成24年度頃からパンフレット等に掲載しておらず、当該設備は令和4年3月に廃棄処分されていた。</p> <p>神戸市所管局は、速やかに条例施行規則を改正し、あわせて協定書を修正すべきである。</p>	<p>月25日付で規則改正を行った。また、協定書についても該当箇所を含め、見直しを行った。今後も、適宜現状を確認し、適切な手続きを徹底する。</p>	
<p>ウ 適正に変更契約を締結すべきもの</p> <p>契約内容に変更が生じたにもかかわらず、変更契約を締結していない次のような事例があった。</p> <p>音響機器更新工事のためホールが休館する1月、2月を除く10か月間のホールの照明操作、舞台の設営、及び音響調整等のホール管理業務において、契約書の契約金額は「5,357,000円（消費税等含む）、月額535,700円（消費税等含む）」となっているところ、契約金額を超える6,116,240円を支払っていた。契約金額を超えて支払われた759,240円の内訳は、①業務日数230日を超えた超過勤務分の委託料252,383円と、②ホール休館中の1月、2月分の委託料506,857円である。契約書には、①については業務員の常駐日数は1か月19日とし、1か月の常駐日数が規定日数を超えた場合、臨時人件費を請求することができることとされていたが、②についての記載はなかった。すなわち、契約額を超える支払いが生じ、さらには契約内容に含まれない支払いが生</p>	<p>令和4年度については、令和3年度と同様の当初契約を締結しているが、追加費用については令和5年1月20日付で変更契約を締結した。</p> <p>令和5年度以降については、当初から年度内に発生する追加費用を見込んだ予算額により決裁を取るとともに、契約においては追加費用項目と単価を明記した契約書を締結する。</p> <p>また、契約手続きについて手引きを作成のうえ研修を行い、適正な事務処理を徹底した。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>じたにも関わらず、変更契約が締結されていなかった。</p> <p>契約変更の手続きについては、財団の委託契約約款第 27 条で、契約金額その他の契約内容が不相当となったときは、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができるとされている。契約内容に変更が生じ、当初の契約金額を増額する場合は、契約約款の規定に基づき、適正に変更契約を締結すべきである。</p>		
<p>エ 適正に契約締結すべきもの</p> <p>産業廃棄物処理(契約金額:172,852円(税抜))を、1者のみで見積書により、書面による契約の締結によらず発注している事例があった。</p> <p>財団の会計規程第 46 条で、契約金額が 10 万円を超えるものについては、原則として 3 者以上で見積合わせにより、最も有利な価格を提示したものと締結すると規定しているが、見積合わせが行われていなかった。また、産業廃棄物の収集運搬、処分を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 項において、排出事業者は法に規定された記載事項を盛り込んだ委託契約書を締結しなければならないとされているが、契約に当たって契約書の締結をしていなかった。さらに、同法施行規則第 8 条の 4 において契約書に添付しなければならないとされる処理業者の許可証の写しを徴取しておらず、処理業者の事業の範囲及び許可期限を確認していなかった。</p> <p>契約に当たっては、財団の会計規程に従い、3 者以上から見積書を徴取するとともに、法令に従い、書面による契約締結をはじめとした適正な手続きを行うべきである。</p>	<p>令和 4 年度については、ご指摘と同様の契約はないが、今後このようなことがないように、契約手続きについて研修を行い、見積り合わせの実施、適正な契約書の締結など、法令や規程に則った適正な事務処理を行う。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 意見</p> <p>ア 使用料の減免に関する帳簿への明確な記載について</p> <p>指定管理者が行う会議室等の使用料減免については、協定書別紙「神戸市産業振興センターの使用許可等に関する基準」により規定されている。この基準の中で、減免理由として、(ア) 神戸市経済観光局が中小企業の振興に寄与することを目的として使用する場合、また、(イ) 「指定管理者が特に必要があると認めるとき」として、①財団自らが使用する場合、及び財団共催の場合の減免、②ホール利用直前割引、③託児利用の場合の減免が規定されている。</p> <p>基準では、「使用料の減免について明らかにした帳簿を常に備え付けて、減免事実等を記載しなければならない。」としているが、システムで管理している帳簿を確認すると、毎月の業務報告の中で「使用料減額一覧表」として神戸市所管局に提出されていた。しかし、この一覧表には、神戸市経済観光局及び財団自らが使用した場合の減免の記載がなく、また、その他の使用料減免において減免後の使用料は記載されているものの、本来の使用料、減免額、減免理由の記載がなかった。いずれも減免事実等を明確に記載しているとは言い難い状態であり、その結果、神戸市所管局は使用料減免の状況を把握していなかった。</p> <p>財団は、協定書に基づき、「使用料減額一覧表」に、全ての使用料減免について、本来の使用料、減免額、減免理由を記載されたい。</p> <p>また、神戸市所管局は、この一覧表の内容を見直し、使用料減免の状況を把握するとともに、指定管理業務の報告内容を十分に確認し、不足する事項について適切に指導されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、これまでの月次報告書に添付されている「使用料減額一覧表」の様式は、「日時」「使用団体名」「使用した会議室」「減免後の金額」しか記載されておらず、「減免前の金額」「減免理由」が確認できるものではなかった。また、産業振興センターを財団自らが使用する場合や神戸市が使用する場合については、一覧表に記載されていなかった。</p> <p>そのため、令和4年10月15日付で提出された月次報告書から様式変更を行っており、また、令和4年11月15日付で提出された報告書からは産業振興センターを財団自らが使用する場合や神戸市が使用する場合についても一覧表に掲載するよう変更を行った。</p>	<p>措置済</p>